

みなし貸金業者 様

大阪府商工労働部中小企業支援室長

残貸付債権の状況等に係る報告について（通知）

日ごろから、大阪府商工労働行政の推進に御協力いただき、お礼申し上げます。

貴殿（社）は、貸金業登録の効力を失って以降も保有貸付債権に係る取引が未了となっていることから、貸金業法第43条の規定により、「みなし貸金業者」に該当することとなります。

ついては、同法第24条の6の10第1項の規定により、下記のとおり、残貸付債権等の状況について報告を求めますので、御対応ください。

なお、次年度以降についても、下記のとおり、事業年度経過後3ヶ月以内に報告してください。

記

1 報告事由及び報告期限

- (1) 直近の事業年度末現在の残貸付債権の状況等

貴殿（社）の毎事業年度経過後3ヶ月以内に提出する必要があります。

報告期限までに必ず提出してください（個人の場合、報告期限は3月31日です）。

- (2) 住所・電話番号・氏名・商号等の変更又は債務者等からの照会先の変更、若しくは取立委託先の変更、債権譲渡先の追加等

該当変更・追加が確定した日から2週間以内に、その内容について、別紙様式により、報告してください。

- (3) 取引の全てが終了した場合（残貸付債権額が「0」となった場合）

終了した日から2週間以内に、該当内容について、別紙様式により、報告してください。

2 提出部数 …… 1部

なお、受付印を押印した控えが必要な場合は提出部数が2部となります。切手を貼った返信用封筒を同封の上、御提出下さい。

<報告書送付先及び問合せ先>

〒559-8555

大阪市住之江区南港北 1-14-16

大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）25 階

大阪府商工労働部中小企業支援室金融課

貸金業対策グループ 同道・中山

電話：06-6210-9506（直通）

◇みなし貸金業者の留意事項

○ みなし貸金業者について

貸金業者の皆様は、廃業等により貸金業登録の効力を失ったあとも、取引未了の金銭貸付債権を保有している場合は、貸金業法（以下「法」という。）第43条の規定により、当該取引を結了する目的の範囲内において、なお貸金業者とみなされ、引き続き法の適用を受けます。このような業者の皆様を「みなし貸金業者」といいます。

なお、「みなし貸金業者」は、新たな貸付契約を締結することはできませんので、念のため申し添えます。

○ 顧客個人情報の取扱いについて

顧客の個人情報については、法施行規則第10条の2、第10条の3及び第10条の4並びに個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、適切に取扱う必要があります。特に、未登録業者はもちろんのこと、名簿業者の類に売却や譲渡することなど、第三者に提供することは、個人情報の保護に関する法律第23条で禁止されていますので、十分御注意ください。

○ 債権譲渡等について

貸金業者（みなし貸金業者及び貸付債権譲受人を含む。）が貸付債権の譲渡を行う場合は、法第24条第3項（暴力団員等への譲渡、委託の禁止）が適用されるほか、第24条第1項の規定により、当該譲受人に対し、第12条の7、第16条の2第3項及び第4項、第16条の3、第17条（第6項を除く）、第18条から第22条まで、第24条第1項（再譲渡先に対する適用法令通知義務）、第24条の6の10の規定の適用がある旨を通知する義務が生じるとともに、譲受人がこれらに違反した場合には刑事罰が適用されることがありますので、その旨も併せて当該譲受人に通知してください。

（注1）いわゆる不良化した債権など通常の状態では回収できない債権を譲渡又は取立委託する場合、弁護士法や債権管理回収業に関する特別措置法（サービサー法）に抵触するおそれがありますので、取立委託や債権譲渡を行おうとするときは、このことに十分留意していただくようお願いいたします。

（注2）残貸付債権の状況等の報告をいただけない場合又は虚偽の報告を行った場合は、法第48条に基づく罰則が適用されることがあります。

（注3）法人の営業所で所在が確認できなかった業者様については、代表者宅等へ報告書を送付しております。ご不明点等がございましたら、表面の担当者まで御連絡ください。